



平成 21 年 7 月 9 日

各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 18 番 11 号
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功
(コード番号：3031 東証マザーズ)
問い合わせ先：
取 締 役 財 務 担 当 副 社 長 今 野 智
電 話 ： 0 3 - 5 6 5 2 - 1 6 9 2

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 7 月 25 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第 6 条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 7 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 7 月 25 日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条（記載省略） <u>（株券の発行）</u>	第1条～第5条（現行どおり） （削 除） <u>（自己株式の取得）</u>
第6条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>（新 設）</u>	第6条 <u>当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> <u>（株主名簿管理人）</u>
<u>（株主名簿管理人）</u> 第7条 （記載省略） 2 （記載省略） 3 当会社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成ならびに据え置き、 <u>その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては <u>これを取扱わない。</u>	第7条 （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 当会社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u> の作成ならびに据え置き <u>その他の株主名簿および新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規則） 第8条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	（株式取扱規則） 第8条 当会社の <u>株式</u> または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第9条 ～第48条（記載省略） （新 設）	第9条 ～第48条（現行どおり） <u>（附則）</u> 第49条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u> 第50条 <u>前条および本条は平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>